

平成二十九年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

平成二十九年九月十四日（木曜日）

出席委員（十四名）

委員長 工藤 健一

副委員長 奈良 完治

委員 阿部 祐己

前田 信一

小野 稔

吉村 忠男

佐々木 政美

浅利 直志

五十嵐 忍

奈良岡 文英

藤林 公正

相馬 勝治

横山 哲英

野呂 日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町 長
副 町 長
総務課長選管事務局長併任
企 画 財 政 課 長
税 務 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
建 設 課 長
農政課長農委事務局長併任
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長
上 下 水 道 課 長
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長
生 涯 学 習 課 長
農 業 委 員 会 会 長
地 方 創 生 推 進 室 長

平 田 博 幸
五十嵐 晋
能 登 谷 英 彦
榊 淳 一
三 浦 郁 雄
久 保 田 整
齋 藤 美 津 昭
阿 部 悟
横 山 精 逸
幸 田 信 雄
對 馬 猛 清
神 忠 勝
加 福 孝 二
武 田 登
兵 藤 範 明
森 篤
野 呂 廣 志
工 藤 峰 靖

事務局職員出席者

事務局 長	三浦 孝司
係 長	久保田 育子

審 査 日 程

議案第六十九号 平成二十八年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

議案第七十号 平成二十八年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十九年九月十四日

開 議 午前九時五十七分

○委員長（工藤健一君）

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

審査日程に従い、本日は議案第六十九号平成二十八年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を初めとして、全部で二件を審査する予定であります。各事業会計において、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第六十九号平成二十八年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、改めまして、おはようございます。

議案第六十九号平成二十八年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要についてご説明いたします。決算書の三百八ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。まず、収入が総額で三億八千三百五十九万三千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億六千七百六十八万三千円余りで、そのうち、仮受消費税及び地方消費税が二千七百二十万九千円余りであります。

第二項営業外収益が一千五百二十六万七千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が四万三千円余りであります。

第三項特別利益は、貸倒引当金戻入益の六十四万三千円であります。

次に、支出ですが、総額で三億七千二百四十五万二千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億四千二百三十六万三千円余りで、そのうち、仮払消費税及び地方消費税が一千三百七十四万一千円余りであります。

第二項営業外費用が二千九百二十八万三千円余りで、そのうち、納付する消費税が一千百五十八万一千円余りで、この消費税は費用には計上されないものであります。

第三項特別損失が八十万六千円余りであります。

続いて、三百十ページ、三百十一ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で七百八万一千円余りであります。内訳といたしましては第一項出資金が三百七十三万八千円、これは上水道の広域運営を促進するための企業債の償還元金の経費として一般会計から繰り入れした出資金であります。

第二項負担金が三百三十四万三千円余りで、これは白子バイパス関連配水管移設工事に対する県の負担金及び消火栓更新工事に対する一般会計からの負担金であります。なお、負担金の減額は、支出の表にある翌年度繰越額の白子バイパス関連配水管移設工事費四百五十五万九千円余りに対する県からの負担金三百一万七千円が主なものです。

次に、支出が総額で一億二百九万四千円余りあります。内訳といたしましては第一項建設改良費が一千八百六十七万六千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が百三十五万七千円余りあります。主なものといたしましては、三百三十一ページをお開きください。第一節委託料の県道前坂藤崎線（館川地区）配水管取替工事設計業務委託料が八十六万四千円、第二節工事請負費の白子バイパス関連配水管移設工事費が四百九十五万七千円余り、県道前坂

藤崎線（館川地区）配水管取替工事費が一千百八万八千円余りであります。

第二項固定資産購入費三百七十五万七千円余り、このうち仮払消費税及び地方消費税が二十五万円余りであります。主なものといたしましては、三百三十一ページ、第二目第一節車両運搬具購入費の公用車購入費二百八十五万七千円余りであります。

第三項企業債償還金七千九百六十六万円余りで、償還先別件数では、財政融資資金が十八件、地方公共団体金融機構資金が八件、民間資金が四件であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額九千五百一万二千元余りについては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額や減債積立金及び過年度損益勘定留保資金等で補填したものであります。

続きまして、三百二十二ページをお開きください。次に、事業の概要のうち、主に業務量につきましてご説明いたします。給水人口が前年と比較して百七十一人減の一万五千百七十四人、給水戸数では四十五戸増の五千四百三十四戸で、給水区域内における普及率は昨年と同様の九九・六％、年間総配水量が二万七千七百七十一立米増の百五十万五千八百十五立米、年間総有収水量が七千四百八十八立米減の百二十九万六千七百九十一立米となっており、有収率は前年より二・二％減の八六・三％となっております。

続きまして、三百二十五ページをお開きください。次に、企業債についてご説明いたします。

平成二十八年度末企業債残高は、七億六千七百八万九千円余りであります。借入先別では、財政融資資金が十八件で六億三百四十七万二千元余り、地方公共団体金融機構資金が八件で一億三千七百十二万八千元余り、民間資金が四件で二千六百四十八万八千元余りであります。

続きまして、三百二十七ページをお開きください。次に、収益及び費用についてご説明いたします。なお、決算額

につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は、三億五千六百三十七万九千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億四千四十七万三千円余りで、そのうち第一目給水収益が三億四千十一万九千円余りであり、給水収益の内訳といたしましては、水道料金が三億三千二十一万二千円余り、メーター使用料が九百九十七万七千円余りであります。第三目他会計負担金が消火栓修繕費の二万四千円余り、第四目その他営業収益が検査手数料及び給水工事指定手数料の三十二万九千円であります。

次に、第二項営業外収益が一千五百二十六万二千円余りで、内訳といたしましては、第一目受取利息が預金利息の三十六万八千円余り、他会計補助金十七万八千円余りで、これは上水道の広域運営を促進するための企業債の償還利息の経費として一般会計から繰り入れした補助金三万一千円、簡易専用水道委任事務交付金として県から交付された十四万七千余りの補助金であります。第三目長期前受金戻入が一千四百七万六千円余りで、これは平成二十六年度からの地方公営企業法改正に伴う減価償却費に対応する現金収入を伴わない収入であります。第四目雑収益が六十三万九千円余りで、主なものは水道企業団保守業務受託による委託料であります。

次に、第三項特別利益は、貸倒引当金戻入益の六十四万三千円であります。

続いて、三百二十八ページをお開きください。次に、費用についてご説明いたします。費用総額は三億四千七百十二万九千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億二千八百六十二万一千円余りで、そのうち、第一目浄配水費が一億六千百十四万一千円余りで、主なものといたしましては、第四節委託料が二百五十万一千円余りで、委託料の主なものとしては、電気保安業務委託料が四十四万九千円余り、水質検査業務委託料が百三万円、浄水場定期点検業務委託料が四十万円であります。第六節修繕費が二千三百五十八万四千円余りで、主なものといた

しましては、配水管・仕切弁修繕費が二百五十七万五千円余り、浄水場施設等修繕費が八百二万五千円余り、常盤浄水場配水ポンプ修繕工事費が三百三万七千円、メーター取替工事費が四百四十万円、交換用メーター修繕費が二百八十一万二千円余りであります。第七節動力費が五百七十六万六千円余り、第九節受水費が一億二千八百六十七万七千円余りで、これは津軽広域水道企業団から水を買うための費用であります。第三目総係費が五千七百一十萬一千円余りで、主なものといたしましては、給与、手当、法定福利費及び賞与・法定福利費引当金の職員給与費が四千三百二十四万五千円余り、三百二十九ページの第十二節委託料が八百十八万一千円余りで、委託料の主なものといたしましては、水道メーター検針業務委託料が三百九十三万二千円余り、電算機器保守委託料が百二十九万五千円、上水道給水データ修正業務委託料が二百五十万円であります。第四目減価償却費が一億九百九十七万九千円余りで、主なものといたしましては、建物分が三百三十八万七千円余り、構築物分が八千四百二十万一千円余り、機械及び装置分が一千六百三十九万五千円余り、工具、器具及び備品分が三百四十五万三千円余りであります。

次に、第二項営業外費用が一千七百七十万一千円余りで、内訳といたしましては企業債利息であります。償還先別では、財政融資資金が十八件で一千四百六万六千円余り、地方公共団体金融機構資金が八件で三百四十万二千円余り、民間資金が四件で二十三万三千円余りであります。第三項特別損失は八十万六千円余りで、住所不明等及び生活困窮者の水道料金の不納欠損分であります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が九百二十五万円余りで、黒字決算となったものであります。

以上で、水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤健一君）

決算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと三百二十二ページに相当するんでしょうけれども、会計全体としては安定しているのかなと思っているんですけども、業務量の中で、給水戸数が五千四百三十四となっているわけです。四十五戸ほどふえているというふうになっていて、その中で内訳の中に団体用が四十団体といたしますか、一五・九%ほど減っているんですけども、その内容はどのような内容になっているんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは町内の集会施設等の料金の関係でございまして、この集会所は用途が団体用ということになっておりましたが、その月に、これは基本が十三立米までで三千三百六十九円ということでございましたが、その使用頻度が非常にいつも基本以内でおさまり、また使用する機会が余りないということで、一般の家庭用の八立米までの二千七十三円のほうに変更したということでございます。その数は集会所の施設が三十七施設でございました。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

要約すると、使用頻度も低いので、町の集会施設というばかりでなく、集会施設として使用している町内会で建て

たとか、藤崎地域というか、そこにあるので、それも含めて対象にしたと理解してよろしいんですね。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

今回のこの変更につきましては、町内会にある集会施設、老人憩の家とか公民館とか改善センターとか、そういう種類のものでございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私が聞いているのは、そこはわかるんですよ。わかるけれども、藤崎地域といいますか、町内会で使用したり管理している施設がございますよね。それについても三千三百六十九円から二千円台の立米当たりの料金にしたという理解でよろしいんですかということなんですけれども。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

今、浅利委員のおっしゃったとおりでございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は三百二十四から三百二十八ページぐらいまでになっているんですけども、常盤の浄水場の件についてちょっとお尋ねします。これを見ますと、修繕費とかポンプの取りかえとか、そういうものに随分経費がかさんでいるように見受けられますけれども、常盤の浄水場の水はどのような使い方になっているんですか。何にどう使っているんですか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えします。常盤の浄水場という名称ではございますが、企業団から一旦配水のタンクのほうに受水いたしまして、それを一般家庭に給水しているということでございます。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

そうすれば、飲用にも使っているということですか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

普通の一般家庭に給水している水でございますので、飲用及び全てのものに使っているものでございます。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

ちょっと勘違いしたようですけれども、ただ、冬期間の融雪溝の解かす、融雪するその水に使っているような感覚でいたんですけども、そうすればそれだけでなく飲用と併用して使っているということですね。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。融雪溝の水源として使っているものは、浄水場を当初つくったとき試掘用としてあけた井戸がありまして、それを融雪溝用の水源として使っているものでございまして、あくまでも浄水場自体の水は企業団から買い入れた水というものでございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。早目に手を挙げてください。

○浅利直志委員

早目にじゃなくて、ちゃんと聞いてくださいよ。もっとじっくり審議するという基本に立ってやるべきではないですか。

ページ数は三百二十ページです。この中で、年間配水量は百五十万立米ほどで、有収率は八六・三％となっているわけであります。そうしますと、一〇％ほど収入にカウントしない水が流れているという現状だと。量にすれば十万

立米ほどなんでしょう。その原因、対策、その辺はどういうふうな、有収率が八六・三％になっているという現状の理由、対策などについて説明していただきたい。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。確かに昨年の実績といたしましては八六・三％、三百二十二ページにもこの率については記載してありますが、平成二十七年度が八八・五％、さらに合併当初ですと九一・一％、それからやはり徐々に毎年この有収率は下がってきております。その原因といたしましては、やはり本管と、あるいは各家庭もございしますが、漏水等が主な原因でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

冬場で家庭内、私の家も一、二度起こしたことがあるんですけども、それはわかるんですよね。そして、減額措置をしたというような場合、わかるんですけども、管の老朽化に伴う水漏れといいますか、本管及び支管といいますか、そういうものなんだろうと思いますけれども、横山委員も何か水木のことでたしか質問していたことも今回あったんですけども、その対策といいますか、その辺はどういうふうに予算上はどれぐらいそのための予算措置をとってやっているのかということと、もう一つは管を入れかえたという工事をやっているんですけども、いずれにしても対策、対応策、どんなことを、発見すれば直すというほかに、早期に発見するというか、そういう手だてはどう

いうふうにとっていらっしゃるのか、その点についてお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。漏水については早期に発見というのはなかなか難しいわけで、その漏水箇所から水が出ているということを確認してからでないとなかなかできないわけですが、本管についてはやはり管路更新を行っていくということが前提になると思います。それにつきましては、法定の耐用年数との兼ね合いもございますので、今後、耐震も含めた更新計画というもので実施してまいりたいと思っております。

○委員長（工藤健一君）

奈良委員。

○奈良完治委員

ちょっと関連で一つ伺いたいんですけれども、黒石から当然水が来ているわけですが、藤崎の場合は西豊田に来て、常盤地区の場合は常盤の配水池に入るわけですね。そのとき、当然、メーターといえは変ですけれども、入ってくる量はわかるわけですね。せば、例えばどちらかのほうで余計漏っているよとか、そういう調査はなさっているものですか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それは配水量というものも浄水場ごとにデータとして出てきますので、どちらのほうで漏水が起きているかということはあるようになっております。

○委員長（工藤健一君）

奈良委員。

○奈良完治委員

それこそ配水管の本管のほうの漏水の話から進んでいる話だと思ったんですけれども、例えば常盤地区の配水池から出た水が、例えばここに八六・三％となっていますけれども、これはやっぱり地区ごとに一回データを出して、どちらのほうを先に整備していくとか、そういう考えも必要だと思いますので、できれば各配水池から常盤地区にどのぐらいの有収率があるか、それから藤崎のほうの配水池から出たものがどのぐらいの有収率があるものか、一回データで示したほうが良いと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

そのデータはもう既に、今はないですけれども、事務所のほうにはございますので、出すことは可能かと思っております。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

まず、今、奈良委員が言いましたように、その辺のデータははっきりさせてほしいということと、何かそれをというか、水道管に耳を当てるわけにもいかないだろうけれども、漏水対策をやるシステムといたしますか、機器、何かそういうものはないのか。そして、実際は常盤地域、藤崎地域という分類をするとすれば、古いところはもう古い管の敷設箇所はもう管を取りかえる予算を確保できるかどうかは別にして、もう古いところはわかっているわけでしょうから、年度別に、本管のですね。そういうものは点検、確認するというか、その辺をやることも必要ではないかと思っているんですけれども、この漏水対策の改善策のモデル的な取り組みと、それから老朽管区域に対する今後の対策といたしますか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

まず、漏水の対策ということで、道具なりそういうものはないのかということですが、音波を発信してそのはね返るやつで調べるという機器がございます。ただ、これはピンポイントでそこがわかっていないとなかなか聞き分けするということは難しい機械でございますので、あくまでもそういう事象が起きた場合は有効でございますが、何もなくて全てそれでというのはなかなか難しいものでございます。

あと、そういう専門の業者であれば車でその超音波を発信してそのはね返りで確認するというものもございますが、これにつきましては非常に高価でございます、なかなかそれで調べるということは今のところ難しいんでございますが、老朽管の水道の更新ということは昨年実施しましたアセットマネジメントのほうでも出てございますので、完全に耐用年数でいくということではございませんけれども、資産の財政見通しもございますので、それに基づいて計

画的に実施してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今後の水道料金にもかかわることですけれども、ページ数でいくと三百二十三ページのところで収入の状況のことなんですけれども、供給単価ですね、給水収益を有収水量で割って、早い話が結論としては我が藤崎町では立米当たり二百六十二円ですよと、ならしをかけると。家庭用も工業用もあるけれども、ならしをかけるとそんな感じですよ。これ私、前の課長から聞いたときには、企業団から仕入れる水についてはおよそ立米当たり七十円ちょっとという形で聞いているんですけれども、七十円をいろいろ費用といいますか、そういうのをかけて二百六十二円で販売しているというふうにも理解されるんですけれども、そういう理解で大体よろしいのかということですね。

それが一つと、もう一つは仕入れ価格といえおかしき言い方になりますけれども、その企業団自身が、新聞報道によりますと老朽管の取りかえや施設の更新をしなければならぬと、だから五年に5%ぐらい上げるような状態でない今後対応せざるを得ないのではないかというような報道もされているんですけれども、町長は企業団の議員で、津軽広域企業団としての設備更新計画というのか、そういうものはどういふふうになっていらっしゃるのか、その辺についてお聞きいたします。関係あるんですよ、これ。仕入れの値段に関係することなんですよ。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。まず、供給単価でございますが、その次のページに給水原価というものがございます。これが浄配水費の中に企業団からの受水費が含まれていますので、その企業団から受け入れた水、あといろいろな経費がかかって、給水するためには二百五十六・二円かかっています。実際供給する単価が二百六十二・二円で供給しているということでございますので、この差額分が利益ということに、簡単に言いますとそういう考えでいただきたいと思っております。

もう一つ、企業団の件でございますが、企業団ではさきの検討の委員会というものを実施したわけでございますが、その中で企業団の水道ビジョン及びアセットマネジメントや経営戦略等をその会議で示したわけでございますが、その資料でいきますと、企業団の更新計画といたしましては、今後四十年間の更新費用は約八百四十億円、今後十年間だけで約五百二十億円かかる見込みでございますが、給水量の減等を見込んで管路のダウンサイジングと事業量の平準化を行い、約五百九十億円に削減していくという計画がアセットマネジメントで示されております。直近五年間の建設改良費は年平均六・四億円程度でございますが、計画でいきますと今後四十年間で十億から二十億円の範囲で推移する計画となっております。これらの計画に基づいて受水費の値上げというお話になったわけですが、これにつきましては試算してみたところ、受水費を値上げしたとしても当町の申し込み水量もだんだん年々減っていくということでございますので、ほぼ今の受水費より下回っていくような試算となっております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十九号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第七十号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第七十号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要についてご説明いたします。

決算書の三百四十四ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が、総額で六億一千二百五十六万六千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が二億二千四百七十一万三千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が一千四百五十一万二千円余りであります。

第二項営業外収益が三億八千七百八十五万二千円余りであります。

次に支出ですが、総額で五億八千四百五十一万三千円余りあります。内訳といたしましては、第一項営業費用が四億八千四百三十二万七千円余りで、そのうち仮払消費税及び地方消費税が八百九十二万六千円余りあります。

第二項営業外費用が九千九百九十七万五千円余りで、そのうち納付する消費税が百六十六万九千円余りで、この消費税は費用には計上されないものであります。

第三項特別損失が二十一万円余りあります。

続いて、三百四十六ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で五億二千三十二万八千円余りあります。内訳といたしましては、第一項企業債が三億一千九

百二十万円であります。

第二項出資金が五千二百五十五万四千元で、これは企業債の償還元金の経費として一般会計から繰り入れした出資金であります。

第三項補助金が一億四千五百四十五万円で、これは防災安全交付金（藤崎町流域関連公共下水道雨水浸水対策事業）に係る国庫補助金であります。

第四項負担金が三百十二万四千元余りで、これは白子バイパス関連配水管移設工事に対する県の負担金であります。なお、企業債及び負担金の減額は、支出の表にある翌年度繰越額の白子バイパス関連下水道管移設工事三千九十七万六千元余りに対する企業債分一千七百万円、県からの負担金分一千三百九十七万六千元余りが主なものです。

次に、支出が総額で七億三千四百十八万円余りであります。内訳といたしまして、第一項建設改良費が三億八百三十九万五千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が二千二百四十六万三千円余りであります。主なものといたしましては、三百七十二ページをお開きください。第六節工事請負費の藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業工事費が二億七千五百三万八千円余り、白子バイパス関連下水道管仮設工事が六百七十五万六千円余り、葛野地区下水道管設置工事が二百七十万四千元余り、第七節補償金の藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業立木補償金が一千百九十四万九千円余り、第九節委託料の藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業設計業務委託料が四百五十三万六千円、第二目流域下水道建設負担金の岩木川流域下水道事業建設負担金が二百二十二万円であります。

三百七十三ページ、第二項企業債償還金が四億二千五百七十八万五千円余りで、償還先別件数では、公共下水道と農集排の合計で財政融資資金が八十三件、地方公共団体金融機構資金が十九件、かんぼ生命資金が二件、民間資金が

五十四件であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額二億一千三百八十五万二千円余りについては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金等で補填したものであります。

続いて、三百五十八ページをお開きください。次に、事業の概要のうち、主に経営活動についてご説明いたします。

水洗便所設置済人口が前年と比較して三十三人減の一万八百九十七人、加入戸数が前年度比六十五戸増の四千九十四戸で、処理区域内における加入率は前年に比べ〇・七％増の七三・六％、年間汚水量が一万三千四百三十六立米増の九十九万七千百三十九立米で、年間有収水量が九千七百九立米増の九十三万三千五百八十八立米となっております。

続いて、三百六十二ページをお開きください。次に、企業債についてご説明いたします。平成二十八年度末企業債残高は、五十二億一千四百九十七万円余りであります。借入先別では、財政融資資金が八十六件で三十四億九千三十二万二千円余り、地方公共団体金融機構資金が二十二件で一億三千八万九千円余り、かんぽ生命資金が二件で二億一千三百四十六万五千円余り、民間資金が五十四件で十三億八千九百九万三千円余りであります。

続いて、三百六十五ページをお開きください。次に、収益及び費用についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は五億九千百十六万一千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が二億一千二十万一千円余りで、そのうち第一目下水道使用料が一億七千七百四十五万三千円余り、第二目雨水処理負担金が二千八百二十四万四千元、これは雨水処理費として一般会計から繰り入れたものであります。第四目その他営業収益が四百五十万三千円余り、これは第二節の検査手数料及び指定排水設備工事業者審査手数料が五十五万二千円、第三節雑収益が岩木川流域下水道維持管理負担金精算還付金の三百九十五万一千円余りであります。

次に、第二項営業外収益が三億八千九十六万円余り、そのうち第二目他会計補助金が二億一千五百五十四万二千元、これは一般会計から繰り入れした補助金であります。第三目長期前受金戻入が一億六千五百四十万八千元余りで、減価償却費に対応する現金収入を伴わない収入であります。第四目雑収益が一万円余りであります。

三百六十七ページをお開きください。次に、費用についてご説明いたします。費用総額は五億七千三百九十一万六千元余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が四億七千五百四十万円余りで、そのうち第一目管渠費が二千四百五十万七千元余りで、主なものといたしましては、第二節光熱水費が三百八十万七千元余り、第四節委託料が一千三百三十六万六千元で、委託料の主なものとして、公共下水道事業では污水管清掃業務委託料が四百七十万円で、農業集落排水事業では污水管清掃業務委託料が三百五万円、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が百八十五万六千元余り、第六節修繕費が五百七十七万円余りで、修繕費の主なものといたしましては、公共下水道事業のその他緊急時修繕費の百七十二万円であります。

続いて、三百六十八ページをお開きください。第二目処理場費が五千三百六十三万円余り、主なものといたしましては、第五節委託料が二千四十五万一千円余りで、委託料の主なものといたしましては、污水处理施設維持管理業務委託料が一千六百二十五万四千元、第六節手数料が七百三十六万四千元余りで、手数料の主なものといたしましては、汚泥運搬収集が二百七十二万五千元余り、脱水汚泥収集運搬が二百四十万九千元余り、脱水汚泥処分が百九十八万七千元余り、第七節修繕費が八百五十四万八千元余りで、修繕費の主なものといたしましては、常盤地区処理施設回分槽循環ポンプ修繕工事が三百六十八万円、各処理施設機器等緊急時修繕費が四百八十六万八千元余り、第九節動力費が一千三百九十四万八千元余りで、これは処理場の運転に係る電気料であります。第四目流域下水道維持管理負担金が三千百三十三万二千元余りであります。第五目総係費が一千七百七十五万九千元余りで、主なものといたしまして

は、給与、手当、法定福利費、引当金の職員給与費が一千四百九十三万一千円余り、三百六十九ページ、第十三節負担金が二百三十一万四千円余り、負担金の主なものといたしましては、農業集落排水事業の飯田林崎処理施設維持管理負担金が二百十八万六千円余りであります。三百七十ページ、第六目減価償却費が三億四千八百七十七万二千円余りで、主なものといたしましては、第一節有形固定資産減価償却費の公共下水道事業では、構築物分が一億四千七百七十万五千円余り、機械及び装置分が九百六十一万円余り、農業集落排水事業では、建築物分が二千八百六十六万二千円余り、構築物分が一億七百九十四万五千円余り、機械及び装置分が四千二百十八万七千円余り、第二節無形固定資産減価償却費の公共下水道事業の岩木川流域下水道施設利用権が八百二十七万三千円余りであります。

第二項営業外費用が九千八百三十万五千円余りで、内訳といたしましては、第一節企業債利息が九千八百三十万五千円余りで、償還先別では公共下水道事業で、財政融資資金が五十九件で三千四百十五万六千円余り、地方公共団体金融機構資金が十七件で二百二十七万五千円余り、かんぽ生命資金が二件で三百三十七万一千円余り、民間資金が三十六件で七百五十一万二千円余り、農業集落排水事業で、財政融資資金が二十七件で四千七百九十八万九千円余り、地方公共団体金融機構資金が五件で二十八万一千円余り、民間資金が十八件で二百七十一万九千円余りであります。

第三項特別損失が二十一万円余りで、死亡及び住所不明等の下水道料金の不納欠損分であります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が一千七百二十四万五千円余りで、黒字決算となったものであります。

以上で、下水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。横山委員。

○横山哲英委員

三百六十九ページですが、飯田林崎の負担割合をお知らせください。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。藤崎町の負担割合は三二・三%であります。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

では、残りは板柳町ということによろしいですか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

残りの六七・七%が板柳町の負担でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

加入促進の問題といたしますか、公共下水道事業、農業集落排水事業、公共についてはトータルでいまだに七六・

二%、そして農集排についてはいまだに七一・二%と、三百五十六ページではそのように表記されているのですけれども、次の三百五十八ページを見ますと、公共下水道藤崎地区、常盤地区、農集排の藤崎地区、常盤地区と、加入率の比較が出ているのですけれども、これは前々からの課題なんですけれども、何か改善のどんな取り組みをこの間やってきたのかということと、何か私にはちょっと見えないなという感じがしているのですけれども、どんな取り組みをしてきたんでしょうか。関連して、早い話が上げていく上での困難な問題というのはどういうふうに認識していらっしゃるのか、その二点についてお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。三百五十八ページにあるように、加入戸数については二十八年度で全体を通しまして六十五戸ふえたということがございます。特に公共下水道の区域につきまして五十五戸ふえているということがございますので、この戸数が多い少ないはなかなか判断できないわけがございますが、着実にふえているということは実感しております。ただ、加入率がなかなか上がらないということがございますが、その原因につきましては今の高齢化に伴いまして世帯構成が老人だけの世帯であるとか、そういう場合はなかなか下水道に加入するための台所、トイレ等の改築が伴いますので、それになかなか難色を示しているということがございます。

あと、その取り組みでございますが、全てのものを上げるというのはなかなか難しいと思いますので、今年度は下水道接続可能な区域で、なおかつ浄化槽を設置している世帯につきまして、そこをちょっとピンポイントで加入促進に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

スタッフの関係もあるでしょうけれども、必要ならば臨時職員や時間外手当も必要なんだろうから、浄化槽を設置している、それを対象にしてというか、ピンポイントという言い方をしておりましたけれども、そういうのを戸別に説得するというか、加入を促進するという、いずれにしても費用のかかる問題でもありますので、そう簡単な問題ではないと思いますけれども、いずれにしても地域別に見れば公共下水道については常盤地区六〇％となっているわけです。あるいは、集排については藤崎地域六一％となってもいるわけなので、着実にはふえているけれども、町長にお聞きしますけれども、町長は町内会との座談会だとかやるとき、上下水道課というか、そういう人も参加して加入の促進だとかやっていたらっしゃるんでしょうか。その辺はどうなんだろう。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

過去二年にわたりまして、二十七施設の集会施設、あるいはコミュニティセンター、あるいは老人憩の家等々、二十七カ所を二年でやったときは企画財政が担当ということで、それ以外は総務課長と企画財政課長、そして私、そして担当の企画係というところがございます。いろんな意味で町の町政全般にわたってのお話をまずさせていただいて、その後集まった町民から、ある意味では具体的な提言とか要望とかいろいろお聞きしました。ですから、全課長がそろって行ったということではなくて、全般にわたって町民の思いとか、あるいは要望とか聞き入れて、その都度その

都度、総務課もしくは企画課の担当の者から担当の者に声を届けて、それを対処していくという形でございます。

ただ、一カ所だけ、若柳の編入された小さい集会所で、その世帯数が少ない町内会で、私の記憶では十一人ぐらい集まったと思っています。そのときは、浪岡、いわゆる青森市からせっかく藤崎に仲間入りできたので、早速メリッ
トが欲しいという要望を受けました。それはいち早く本管をつないでいただいで水洗化をしていただきたいというお話を賜りました。私はそのとき単刀直入に、皆さんの要望を町内会で全体でまずは協議していただいで、全ての方が本管につないでいただきたいという要望書があれば、これは町で動くと、すぐでも動きますと。ただ、本管をつないで、そのうちの四割、五割しかやっていただけなのであれば、なかなか投資をして整備は厳しいというお話をさせていただきました。これから環境美化、下水というのは非常に重要であると認識してございますので、担当課はもちろん、全庁挙げて町の広報、あるいはいろんな意味での各種団体との会合とかあった際に、チラシも新規につくりながら、あるいは説得力ある環境美化、地球規模のそういうところもうたいながらいろいろ努力してまいりたいと思っています。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

懇談会の際に全課長を連れていってくださいとかという要望を私はしているんじゃないかと、理解していただいたと思うんですけれども、公共企業会計である上下水道課長だとか、そういう人もちゃんと同行させて説明していただくということを要望しておきたいと思います。

それから、工事費にかかわることなんですけれども、今、白子地域といいますか、やっていますよねと言っても叱

られますけれども、白子バイパス関連下水道移設工事負担金三百十二万円ほどという工事負担金として、三百七十一ページのところです。三百十二万円ほどとなっているんですけれども、これは結局、県でも負担しているということになっているんですけれども、県と町の負担というか、それはどういうふうな区分けで、当該工事の場所によって決まるんでしょうけれども、ここからここまでは県の負担だじゃと、ここからここはおらほだじゃとかという、その区分けというのはどういうふうに、基本的に工事の現場に即して決めているんでしょうけれども、どういうふうに区分けしていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。バイパスと現道部分が重なる部分の移設ということになるわけでございますので、それは当然図面等で一目わかるわけですので、交差、重なる部分につきまして移設をするということでございます。負担金につきましても、その移設に係る工事費をまず出しまして、あとその額に対しまして経過年数の率というものを掛けましてこの額が出されております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十号は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審査をいただき、大変ご苦労さまでした。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前十一時五分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日出男

委 員 長 工 藤 健 一